**平成２２年（フ）第３１５号**
兵庫県明石市大久保町西脇364番地の１　県住７棟307号
債務者　加賀田照子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩田　　満
４　破産債権の届出期間　平成22年10月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１４３号**
鳥取県鳥取市下味野348番地
債務者　宮部　光雄
１　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒井　重忠
４　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３７０号**
北海道旭川市西神楽南２条２丁目250番地の55
債務者　菅野　健治
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月10日午後４時10分
５　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９６号**
滋賀県彦根市平田町487番地９
債務者　川部　　里
１　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯浅　浩明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

## 破産手続開始及び破産手続廃止

**平成２２年（フ）第１３６号**
福島県喜多方市松山町鳥見山字街道西5015番地16
債務者　櫻井　良平
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第１４５４号**
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―３―504
債務者　萩原ゐ津子
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９６号**
山形県寒河江市中央工業団地181番地の９、前住所千葉県流山市大字東深井977番地の11
債務者　工藤　文男
１　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３３６号**
函館市亀田町７番10号
債務者　岡元　由美
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第３３７号**
函館市亀田町７番10号
債務者　岡元　保則
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第３６８号**
函館市新川町16番５号
債務者　加賀　幸枝
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第３９５号**
函館市庵原町89番地５
債務者　伊東　敏光
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第４３０号**
北海道松前郡松前町字建石53番地の53
債務者　前田　和子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第４３２号**
函館市鍛治２丁目16番６、住民票上の住所北海道亀田郡七飯町大川１丁目８番19号
債務者　齊藤　実希
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第４３３号**
函館市東雲町10番３号
債務者　藤田　昭義（旧姓樋口）
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第４３４号**
函館市東雲町10番３号
債務者　藤田はる江
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第４３５号**
函館市若松町34番１号
債務者　高橋　孝平
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
函館地方裁判所